

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により令和 7 年 11 月から令和 8 年 1 月に実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 2 5 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

財政援助団体等監査の結果

令和8年2月25日

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和6年度を対象とした。

(2) 対象団体

ア 出資・出捐団体 (県が資本金等を4分の1以上出資等している32団体のうち、11団体)

イ 補助金等交付団体(県が企業や市町村等に交付した1,000万円以上の補助金等1,869件のうち、35件(18団体))

ウ 指定管理者 (41指定管理者のうち、9指定管理者)

(注) 出資・出捐団体及び指定管理者は令和7年4月1日時点、補助金等交付団体は令和6年度について記載

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか等に着眼して実施した。

(1) 出資・出捐団体

ア 設立目的に沿った団体運営が行われ、経営状態は良好か。

イ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。

ウ 所管機関による指導監督は、適切に行われているか。

(2) 補助金等交付団体

ア 補助事業等の目的に沿った執行が行われ、事業効果を発揮しているか。

イ 補助事業等の交付申請、実績報告等の手続及び内容は適切か。

(3) 指定管理者

ア 協定書に沿った施設運営が行われ、事業効果を発揮しているか。

イ 会計経理、財産管理等は、適正に行われているか。

ウ 所管機関による指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠した。同基準、監査基本要綱及び財政援助団体等選定基準に基づき選定した38団体について、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行うとともに、うち3団体については、監査専門委員を選任して専門的な事項の調査を行い、それらの結果を踏まえて、監査委員が実地又は書面により監査を実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

また、当該事務の一部について、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり14団体において5件の指摘事項及び13件の指導事項並びに8所管機関において1件の指摘事項及び9件の指導事項が見受けられたので、表2-2、2-3、3-2、3-3、4-2及び4-3のとおり対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

また、表2-2のとおり1団体において1件の検討事項、表3-3のとおり1所管機関において1件の検討事項が認められたので、対象団体及び所管機関に対し必要な検討を求めた。

表 1 (監査実施団体数及び指摘等件数)

区 分	監査実施団体数		団体監査結果件数			所管機関監査結果件数				
		指摘等 有り	指摘 事項	指導 事項	検討 事項		指摘 事項	指導 事項	検討 事項	
出資・出捐団体	11	8	10	4	5	1	1	0	1	0
補助金等交付団体	18	3	5	1	4	0	5	1	3	1
指定管理者	9	3	4	0	4	0	5	0	5	0
合 計	38	14	19	5	13	1	11	1	9	1

(注) 指摘等の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は団体の監査の結果として所管機関に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2-1 出資・出捐団体 (11 団体) 及び所管機関

	実施団体名	所管機関名	監 査 実施日	実施 方法	予備監査 実 施 日	実施 方法
1	一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	健康福祉政策課	12月8日	実地	11月6日	実地
2	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	健康福祉政策課	1月14日	実地	10月30日 及び31日	実地
3	地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	医療整備課	12月8日	実地	10月30日 及び31日	実地
4	地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	医療整備課	1月9日	実地	10月21日 及び22日	実地 専門
5	地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	医療整備課	11月27日	実地	10月8日 及び9日	実地 専門
6	公立大学法人 岐阜県立看護大学	医療福祉連携推進課	12月19日	実地	10月16日 及び17日	実地
7	一般財団法人 飛騨地域地場産業振興センター	地域産業課	11月26日	実地	10月7日	実地
8	岐阜県名産販売株式会社	県産品流通支援課	1月14日	実地	11月13日	実地 専門
9	公益財団法人 岐阜県美術振興会	文化伝承課	1月19日	書面	11月26日	実地
10	一般財団法人 岐阜県魚苗センター	里川・水産振興課	1月16日	実地	12月15日	実地
11	公益財団法人 岐阜県浄水事業公社	下水道課	12月19日	実地	10月24日	実地

(注) 専門：監査専門委員による予備監査を実施したもの

表 2-2 (団体に対する指摘事項等の内容)

団体名	区分	内容
一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター	指摘事項	<p>管理棟ビルマルチ型空調設備改修工事委託業務に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設計金額が400万円を超える契約のため指名競争入札とすべきところ、特段の理由がないにもかかわらず、見積合わせによる随意契約を行っていた。 2 契約金額が160万円を超える契約にもかかわらず、契約書を作成していなかった。
	指導事項	<p>腸内細菌検査委託業務（単価契約）に係る検査事務において、請求額が100万円を超えていた令和6年6月請求分について、検査調書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	指導事項	<p>固定資産の管理事務において、会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて使用状況を調査した結果と固定資産管理台帳を照合し、必要な記録の修正を行うとともに、その結果を統括会計責任者へ報告すべきところ、令和6年度末現在の調査結果と固定資産管理台帳の照合が行われておらず、統括会計責任者へ報告されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	検討事項	<p>地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの資金運用については、資金運用基本方針及び資金運用要領に基づき運用されており、平成29年度以前は定期預金により運用されていたが、資金運用を取り巻く環境は、平成25年4月に大規模金融緩和が開始され、預金金利が低迷する状況にあったため、平成29年度から満期保有目的債券として政府保証債による運用を開始し、1年間程度をかけて100億円まで徐々に切り替え、財務収益（運用益）を確保してきた。</p> <p>また、令和元年度に策定した第3期中期計画（令和2年度～令和6年度）において、高精度な放射線治療の実現などを目指して新棟「南棟」の建設を計画するとともに、100億円の有価証券（政府保証債・年限20年）に加え、運転資金として約40億円の普通預金、南棟建設資金として60億円の定期預金を確保していたところ、定期預金の60億円を有価証券（政府保証債・年限20年）での運用に切り替え、南棟建設資金50億円は有価証券売却による収入を見込んだ。</p> <p>こうした中、令和4年10月に20年国債金利が1%を超えた以降も金利動向は想定外の上昇傾向となり、有価証券売却と有価証券担保借入による資金調達方法の比較検討を行い、令和5年度に有価証券8億円、令和6年度に有価証券8億円を満期到来前に売却した。令和6年度末までに有価証券利息による財務収益は4.57億円あり、売却差損1.47億円を差引いても3.1億円の財務収益が得ら</p>

		<p>れているところであるものの、有価証券残高144億円は評価損26.08億円を有していることから、資金運用に注意が必要な状況にある。</p> <p>運用の基本方針は安全性及び流動性を確保した上で効率的に運用を行うことであることから、今後の資金運用においては安全性及び流動性の確保に十分留意されたい。</p>
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	指摘事項	<p>手洗い装置一式の購入に係る支出事務において、請求書を受理してから30日以内に支払うべきところ、これを超えて支払が行われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	指摘事項	<p>現金の出納管理事務において、令和7年10月9日（予備監査日）現在、収納した現金の引継ぎや預金口座への預入れがあったにもかかわらず、同年10月1日から10月8日まで現金出納簿への記録がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
岐阜県名産販売株式会社	指摘事項	<p>令和6年度の決算において、保有する有価証券の実質価額が取得原価より著しく下落しているにもかかわらず評価損を計上しておらず、取得原価にて貸借対照表に計上していたため、今後は適正に処理されたい。</p>
公益財団法人 岐阜県美術振興会	指導事項	<p>立替金の取扱事務において、用務終了後5日以内に収支等命令等に立替金を請求すべきところ、最大131日後に請求していたものがあったため、今後は適正に処理されたい。</p>
一般財団法人 岐阜県魚苗センター	指導事項	<p>令和6年度岐阜県水産業総合振興事業補助金（種苗生産施設緊急支援事業）において、補助金の算出の基礎となる配合飼料の使用量及び電気使用料の計上を誤ったことにより、補助対象経費が過大となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
	指導事項	<p>令和7年度の決算において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取得した器具及び備品の減価償却費の計上漏れにより、貸借対照表の固定資産が55,916円過大に計上されていた。 2 固定資産台帳の機械及び装置の帳簿価額と貸借対照表の固定資産の金額が一致しておらず、貸借対照表の固定資産が10円過少に計上されていた。

表2-3（所管機関に対する指摘事項等の内容）

所管機関名 【団体名】	区分	内容
里川・水産振興課 【一般財団法人岐阜県魚苗センター】	指導事項	<p>一般財団法人岐阜県魚苗センターに対する令和6年度岐阜県水産業総合振興事業補助金（種苗生産施設緊急支援事業）において、補助金の算出の基礎となる配合飼料の使用量及び電気使用料の計上を誤っているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったため、補助対象経費が過大となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>

表 3 - 1 (補助金等交付団体 (18 団体) 及び所管機関)

実施団体名		【所管機関名】 補助金等の名称	監 査 実施日	実施 方法	予備監査 実 施 日	実施 方法
1	特定非営利活動法人 岐阜 ai ネットワーク	【デジタル戦略推進課】 ぎふ地域DX推進補助金	1月28日	書面	12月4日	実地
2	学校法人あじさい学園	【医療福祉連携推進課】 岐阜県看護師等養成所運営費補助金 岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金 岐阜県私立学校等物価高騰対策交付金 岐阜県結核予防費補助金	1月28日	書面	12月2日	実地
3	公益社団法人 岐阜県歯科医師会	【医療福祉連携推進課】 岐阜県障害者歯科診療所運営費補助金 岐阜県災害歯科保健医療提供体制推進事業費補助金	1月28日	書面	12月5日	実地
4	医療法人誠優会	【感染症対策推進課】 岐阜県協定締結医療機関等施設整備費補助金 【医療福祉連携推進課】 岐阜県産科医等育成・確保支援事業費補助金	1月28日	書面	12月10日	実地
5	公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター	【生活衛生課】 岐阜県生活衛生関係営業対策事業費補助金 岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金	1月28日	書面	12月3日	実地
6	社会福祉法人慈恵会	【高齢福祉課】 岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金 岐阜県高齢者施設等物価高騰対策支援金	1月28日	書面	12月2日	実地
7	株式会社 WAKIプランニング	【障害福祉課】 岐阜県障害者(児)福祉関係施設等整備費補助金	12月24日	書面	11月19日	実地
8	社会福祉法人 カトリック名古屋教区報恩会	【子ども家庭課】 岐阜県児童福祉等対策事業補助金 (児童家庭支援センター運営事業費補助金) (児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業(里親支援センター開設支援事業分)補助金)	12月24日	書面	11月18日	実地
9	学校法人富田学園	【私学振興課】 岐阜県私立学校教育振興費補助金 岐阜県私立高等学校等就学支援補助金 岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	1月28日	書面	11月26日	実地
10	学校法人菜香学園	【私学振興課】 岐阜県私立学校教育振興費補助金 岐阜県私立学校等物価高騰対策交付金	12月24日	書面	11月6日	実地
11	一般社団法人 岐阜県私立幼稚園連合会	【私学振興課】 岐阜県私立学校教育振興費補助金 (専門講師派遣事業) (チャレンジング・プロジェクト推進事業)	1月28日	書面	12月9日	実地

12	幸栄テクノ株式会社	【産業イノベーション推進課】 岐阜県伴走支援型イノベーション創出推進事業費補助金	1月28日	書面	12月12日	実地
13	「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会	【文化創造課】 「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会負担金	1月28日	書面	12月10日	実地
14	一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会	【地域スポーツ課】 岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金 (全国障害者スポーツ大会等補助金) (パラスポーツ振興事業費補助金) 【競技スポーツ課】 パラアスリート競技力向上対策事業補助金	1月28日	書面	11月27日	実地
15	社会福祉法人新生会	【岐阜農林事務所】 岐阜県森林・林業対策事業補助金 (ぎふ県産材利用促進施設等整備事業)	1月28日	書面	12月5日	実地
16	白川町森林組合	【可茂農林事務所】 岐阜県森林・林業対策事業補助金 (森林環境保全直接支援事業) (森林作業道) 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金 (環境保全林整備事業)	1月28日	書面	12月4日	実地
17	樽見鉄道株式会社	【公共交通課】 岐阜県鉄道施設維持修繕事業費補助金 岐阜県地方鉄道経営安定化事業費補助金	1月28日	書面	12月11日	実地
18	第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会	【高校教育課】 第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会負担金	1月28日	書面	12月12日	実地

表3-2 (団体に対する指摘事項等の内容)

団体名	区分	内容
医療法人誠優会	指導事項	岐阜県協定締結医療機関等施設整備費補助金において、工事費の領収書の日付(令和7年3月14日)と実際の支払日(令和6年10月21日及び令和7年5月16日)が異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
公益財団法人 岐阜県生活衛生営業指導センター	指導事項	岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金において、指導センター管理費(旅費)の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会	指摘事項	岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(全国障害者スポーツ大会等補助金)において、補助対象経費に租税公課(消費税及び地方消費税)を誤って計上したことなどにより、補助金1,573,513円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金(パラスポーツ振興事業費補助金)において、補助対象経費に租税公課(消費税及び地方消費税)を誤って計上したことなどにより、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

	指導事項	パラアスリート競技力向上対策事業補助金において、補助金交付要領上「その他必要となる経費」は協議のうえ決定することとされ、租税公課（消費税及び地方消費税）を補助対象経費としていた。補助金収入は消費税法上、不課税取引であり消費税は課されないこと、当該補助金は、補助金交付要綱上、事業実施に直接必要な経費を支援するものであり、法人全体の税負担（納税額）を補助する趣旨ではないことから、たとえ協議の結果であっても補助対象とすることは岐阜県補助金等交付規則などの制度趣旨に反し、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
--	------	--

表 3-3（所管機関に対する指摘事項等の内容）

所管機関名 【団体名】	区分	内容
感染症対策推進課 【医療法人誠優会】	検討事項	医療法人誠優会に対する岐阜県協定締結医療機関等施設整備費補助金において、補助事業者から実際の支払日と異なる日付の領収書が提出されたが、実績報告書の審査・確認においてこれを認識できず、必要な是正のための措置を行うに至らなかった。 今後同様の事案が発生することのないよう、通帳又は振込受付書の写しを添付書類に追加するなど、実績報告書の審査・確認方法の見直しを検討されたい。
生活衛生課 【公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター】	指導事項	公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センターに対する岐阜県公衆衛生向上対策事業費補助金において、指導センター管理費（旅費）の計上が誤っているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったため、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
地域スポーツ課 【一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会】	指摘事項	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会に対する岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金（全国障害者スポーツ大会等補助金）において、補助対象経費に租税公課（消費税及び地方消費税）が誤って計上されているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分行われていなかったため、補助金1,573,513円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会に対する岐阜県パラスポーツ関係団体運営費等補助金（パラスポーツ振興事業費補助金）において、補助対象経費に租税公課（消費税及び地方消費税）が誤って計上されているにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分行われていなかったため、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
競技スポーツ課 【一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会】	指導事項	一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会に対するパラアスリート競技力向上対策事業補助金において、補助金交付要領上「その他必要となる経費」は協議のうえ決定することとされ、租税公課（消費税及び地方消費税）を補助対象経費としていた。補助金収入は消費税法上、不課税取引であり消費税は課されないこと、当該補助金は、補助金交付要綱上、事業実施に直接必要な経費を支援するものであり、法人全体の税負担（納税額）を補助する趣旨

		ではないことから、たとえ協議の結果であっても補助対象とすることは岐阜県補助金等交付規則などの制度趣旨に反し、補助対象経費が過大となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
--	--	--

表 4-1 (指定管理者 (9 団体) 及び所管機関)

実施団体名	【所管機関名】 施設名称	監 査 実施日	実施 方法	予備監査 実 施 日	実施 方法
1 関ヶ原町	【環境生活政策課】 岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビ ジターセンター	1月19日	書面	11月27日	実地
2 社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	【高齢福祉課】 岐阜県立飛驒寿楽苑	11月26日	実地	10月2日	実地
3 社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	【障害福祉課】 岐阜県立幸報苑	1月9日	実地	11月19日	実地
4 社会福祉法人 岐阜県福祉事業団	【障害福祉課】 岐阜県立はなの木苑	1月9日	実地	11月17日	実地
5 ふれあいファシリティズ	【文化創造課】 岐阜県県民ふれあい会館	12月19日	実地	11月5日	実地
6 飛驒コンソーシアム	【文化創造課】 飛驒・世界生活文化センター	11月27日	実地	10月8日	実地
7 里山賑わい創出グループ	【都市公園課】 ぎふ清流里山公園	1月16日	実地	11月14日	実地
8 ぎふWRGマネジメント グループ	【都市公園課】 ぎふワールド・ローズガーデン	1月16日	実地	11月13日	実地
9 イビデングリーンテック 株式会社	【都市公園課】 養老公園	1月14日	実地	11月11日	実地

表 4-2 (団体に対する指摘事項等の内容)

団体名 【施設名称】	区分	内容
社会福祉法人 岐阜県福祉事業団 【岐阜県立飛驒寿楽苑】	指導事項	岐阜県立飛驒寿楽苑の管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、岐阜県立飛驒寿楽苑の管理に関する基本協定書に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべきところ、一般廃棄物収集・運搬業務に係る申請を行っていませんでしたので、今後は適正に処理されたい。
里山賑わい創出グループ 【ぎふ清流里山公園】	指導事項	ぎふ清流里山公園の管理運営業務において、ぎふ清流里山公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託しているものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

イビデングリーンテック株式会社 【養老公園】	指導事項	養老公園の管理運営業務において、養老公園の管理に関する基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件が異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	養老公園の受付案内等業務において、養老公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務を委託していたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

表 4-3 (所管機関に対する指摘事項等の内容)

所管機関名 【団体名】	区分	内容
環境生活政策課 【関ヶ原町（岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター）】	指導事項	岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターの管理運営業務において、物品の貸付けに際して岐阜県会計規則第98条第3項の規定により借受書を徴すべきところ、これを徴していないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
高齢福祉課 【社会福祉法人岐阜県福祉事業団（岐阜県立飛驒寿楽苑）】	指導事項	岐阜県立飛驒寿楽苑の管理運営業務において、業務の一部を第三者に委託するときは、岐阜県立飛驒寿楽苑の管理に関する基本協定書に基づき、あらかじめ当該第三者の名称及び所在地並びに委託業務の内容を明らかにして県に申請し承認を得るべきところ、一般廃棄物収集・運搬業務に係る申請を行わせていなかったため、今後は適正に指導されたい。
都市公園課 【里山賑わい創出グループ（ぎふ清流里山公園）】	指導事項	ぎふ清流里山公園の管理運営業務において、ぎふ清流里山公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務が委託されているものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に指導されたい。
都市公園課 【イビデングリーンテック株式会社（養老公園）】	指導事項	養老公園の管理運営業務において、養老公園の管理に関する基本協定書に定められた管理物件と実際の管理物件が異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	養老公園の受付案内等業務において、養老公園の管理に関する基本協定書の個人情報取扱特記事項に基づき、個人情報の取扱いが含まれる業務を第三者に委託するときは書面により県の承諾を得るべきところ、必要な手続を行わないまま第三者に業務が委託されていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に指導されたい。